

## 国立大学法人岩手大学職員配偶者転勤等同伴休業に関する規則

(平成25年3月28日制定)

### (目的)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学職員就業規則第42条の3の規定に基づき、国立大学法人岩手大学(以下「岩手大学」という。)職員(任期を限られた職員を除く。以下同じ。)の配偶者の海外転勤等に伴い、配偶者に同伴する職員の継続的な勤務を促進するために、職員の休業(以下「配偶者転勤等同伴休業」という。)についての必要な事項を定めることを目的とする。

### (配偶者転勤等同伴休業)

第2条 職員は、この規則の定めるところにより、配偶者が転勤、転職、留学又は研修等のため、原則として6月を超える期間、海外に生活の本拠を移すこととなったことに伴い、配偶者に同伴する場合に、配偶者転勤等同伴休業を取得することができる。

### (配偶者転勤等同伴休業の要件)

第3条 配偶者転勤等同伴休業は、職員としての在職期間が2年以上であり、職務復帰後原則として5年以上の在職期間が見込まれる職員であって、職務復帰後に継続して勤務する意志のある場合に申し出ることができるものとする。

### (配偶者転勤等同伴休業の申し出の手続)

第4条 配偶者転勤等同伴休業を取得しようとする職員は、配偶者転勤等同伴休業を開始しようとする期間の初日(以下「配偶者転勤等同伴休業開始予定日」という。)及び末日(以下「配偶者転勤等同伴休業終了予定日」という。)並びに該当する家庭の事情を明らかにして、当該配偶者転勤等同伴休業開始予定日の前日から起算して1月前の日までに配偶者転勤等同伴休業申出書により申し出るものとする。ただし、前回の休業から原則として5年以上勤務していない場合には、再度の休業を認めない。

- 2 学長は、配偶者転勤等同伴休業申出書について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申し出をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。
- 3 学長は、職員から第1項の申し出があった場合において、業務に支障がないと認めるときは、3年を超えない範囲内の期間に限り、当該職員が配偶者転勤等同伴休業をすることを承認することができる。

### (配偶者転勤等同伴休業の期間延長)

第5条 配偶者転勤等同伴休業をしている職員が、当該配偶者転勤等同伴休業を開始した日から引き続き配偶者転勤等同伴休業をしようとする期間が前条第3項に規定する休業の期間を超えない範囲内において、配偶者転勤等同伴休業終了予定日の1月前の日までに期間の末日を明らかにして申し出ることにより、配偶者転勤等同伴休業終了予定日を配偶者転勤等同伴休業終了予定日とされた日後に変更することができる。ただし、職務復帰後原則として5年以上の在職期間が見込まれる職員である場合に限るものとする。

- 2 前項による配偶者転勤等同伴休業終了予定日の変更は、特別な事情がある場合を除き、1回に限るものとする。
- 3 前条の規定は、配偶者転勤等同伴休業終了予定日の変更の申し出について準用する。

### (配偶者転勤等同伴休業の身分)

第6条 配偶者転勤等同伴休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

(配偶者転勤等同伴休業の失効及び取消)

第7条 配偶者転勤等同伴休業は、次の各号のいずれかに該当する場合は、失効又は取り消す。

- 一 配偶者が死亡し、若しくは職員の配偶者でなくなった場合又は職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合には、配偶者転勤等同伴休業の承認は失効する。
- 二 学長は、職員が配偶者に同伴しなくなった場合に該当すると認めるときは、配偶者転勤等同伴休業の承認を取り消すものとする。

(復帰後の職務)

第8条 配偶者転勤等同伴休業の期間が満了したとき又は前条により配偶者転勤等同伴休業が失効又は取り消されたときは、当該配偶者転勤等同伴休業に係る職員は、原則として、当該休業開始前の職務に復するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、組織の変更等やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

附 則

この規則は、平成25年3月28日から施行する。